一二四　千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件　二九　六
一二五　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　二九　一四一　一〇七
一四六　収入印紙の形式の一部を改正する件　一　一一七　一二六
〇財務省
一四七―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　五
一五一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　三
一五二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　五
一五四―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一二　一二五　一
一六三―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一二　一二五　九
一六六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの輸入数量を告示する件　二九　六
一六七　平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二九　六
一六八　平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二九　六
一六九　平成三十年度の初日から平成三十年五月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二九　六
一七〇　関税暫定措置法別表第一の六の二の項に係る物品についての平成三十年度における輸入数量に基づく特別緊急関税の発動日を告示する件　二九　六
一七一　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　二九　一四一　一〇六
一七二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　一四一　一〇八
〇財務省、農林水産省
七　独立行政法人農林漁業信用基金法第七条の二第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が定める金額を定める件　一　一一七　一三三
八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　二
〇財務省、経済産業省
二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する件　一　一一七　一三
〇国税庁
一六　所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件の一部を改正する件　二九　七
一七　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第九項に規定する国税庁長官の定める方法を定める件　二九　七
〇文部科学省
一四六　在外教育施設の認定を取り消す件　一　三
一四七　平成三十年度において社会教育主事の講習を実施する件　一一　二
一四八　社会通信教育を認定した件　一二　二
一四九　認定した通信教育の実施者の名称を変更する件　一二　二
一五〇　地方税法施行規則附則第七条の二の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める件　二二　四
一五一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二六　一三七　六
一五二　教育振興基本計画を策定した件　二八　一四〇　九
一五三　大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示　二九　一四一　一三
〇文部科学省、環境省
一　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針を変更した件　二八　一四〇　五六
〇文化庁
五七―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　四　一一九　一
六四
六五　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　七　一　一
〃　一三　二
六六
〇厚生労働省
二四〇　介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針　一　三
二四一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　四　三